

## 一般企業等の農地の権利取得による農業参入 (農地法等改正による参入方法の見直し)

- 一般企業等が農地を購入（所有権取得）して農業参入する場合には、これまでどおり農業生産法人の要件を備えることが必要
- リース（貸借等）については、農業生産法人要件を満たす必要がなくなり、一般企業等の農業生産法人以外の法人も権利取得が可能
- 農地法の特例として、参入区域を設定し、リースによる農地の権利取得を認めていた特定法人貸付事業は廃止

### 1 法改正前の参入制度（構造改革特区・特定法人貸付事業）

- (1) 平成15年から構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で、農業生産法人以外の法人のリースによる農業経営を可能とする農地法の特例措置が講じられた。
- (2) 平成17年の農業経営基盤強化促進法の改正により、この特例措置は「特定法人貸付事業」として全国展開した。この事業により参入した一般企業等は、平成21年3月時点で全国349法人（九州43法人）となっている。

### 2 特定法人貸付事業の廃止と一般制度化

平成21年の農地法等改正により、一般企業等のリース（貸借等）については、通常の許可制度（農地法第3条許可等）により、地域を限定せずに許可することが可能となり、特定法人貸付事業は廃止されることとなった。

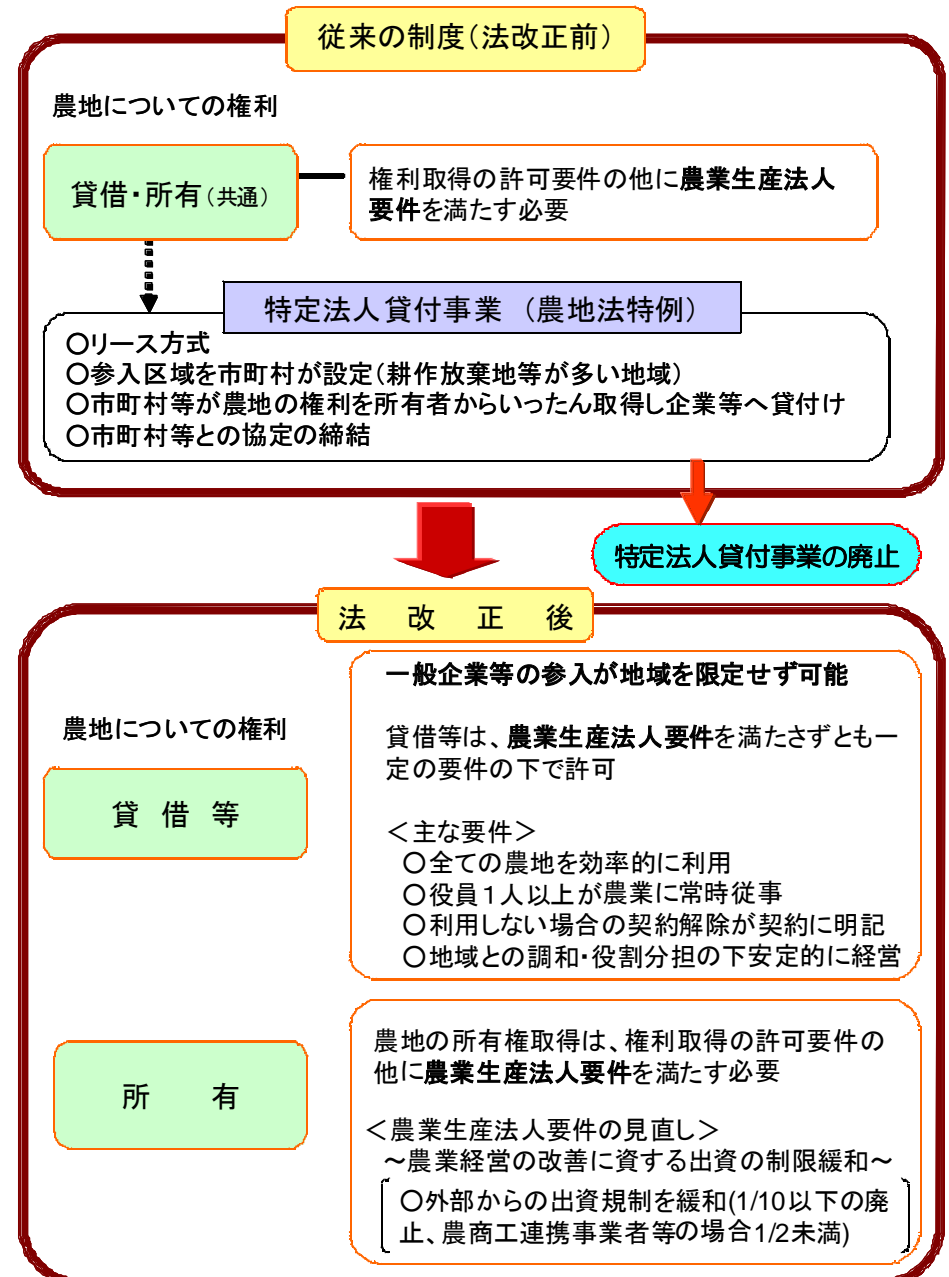
#### 特定法人貸付事業による参入実績

(単位: 法人)

参入法人数	組織形態別			業種別等				
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	農業生産法人化	
九州	43	20	18	5	15	10	18	2
	(34)	(16)	(16)	(2)	(12)	(9)	(13)	(-)
全国	349	191	89	69	125	72	144	8
	(156)	(80)	(41)	(35)	(57)	(41)	(58)	(-)

※平成21年3月1日現在(カッコ書は18年3月1日現在)

## <一般企業等の農地の権利取得方法等の見直し>



※従来のリース方式で参入したものは、改めて手続をすることなく、引き続き農業経営ができる